

伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが調和し、共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの（畜産農業に係るものを除く。）をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は所有者以外の者で動物を飼養し、若しくは保管するものをいう。
- (3) 飼養 動物にえさを与えて養い育てることをいう。
- (4) 保管 動物を預かり、当該動物の健康及び安全を保持するよう管理することをいう。
- (5) 習性 動物の種特有の行動様式をいう。
- (6) 生理 動物の体の現象や機能をいう。
- (7) 生態 動物の自然環境の中での生活形態をいう。
- (8) 公共の場所 公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供される土地をいう。
- (9) 係留 丈夫な鎖若しくは綱をつけてつなぎ、若しくは保持し、おり若しくはさくの中に入れ、又は障壁を設けて収容することにより、動物が人、他の動物又は人の財産（以下「人畜等」という。）に危害を加えないよう一定の範囲内にその行動を制限することをいう。
- (10) 制御 動物の衝動的な行動を抑えて、飼い主が思うように支配することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を策定し、市民等と協力してこれを実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、動物を命あるものと十分に認識し、動物の愛護に努めるとともに、

市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、命あるものである動物の飼い主としての責任を自覚し、その飼養し、又は保管する動物の習性、生理及び生態（以下「習性等」という。）について理解するよう努めなければならない。

2 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は人に迷惑を及ぼすことがないように、当該動物を適正に飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

3 飼い主は、周辺の環境に配慮し、動物を飼養し、又は保管することについて近隣住民の理解を得られるよう心がけ、人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物を終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、やむを得ずその所有する動物を飼養することが困難となった場合は、適正に飼養できる新たな所有者を見つけるよう努めなければならない。

(動物を所有し、又は飼養しようとする者の責務)

第6条 動物を所有し、又は飼養しようとする者は、当該動物の飼養に先立ち、当該動物の習性等に関する知識の習得に努めるとともに、飼養する目的及び環境に適した動物で、終生にわたり飼養できるものを選ぶよう努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当該動物に対し、えさ及び水を適正に与えること。

(2) 当該動物の種類、数及び習性等に応じ、適正に飼養し、又は保管することができる施設を設けること。

(3) 当該動物の排せつ物等を適正に処理し、及び当該動物を飼養し、又は保管する施設の内外を常に清潔にすること。

(4) 当該動物が公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷しないようにすること。

(5) 当該動物の異常な鳴き声、悪臭又は毛若しくは羽毛により、他人に迷惑をかけることがないようにすること。

(6) 当該動物の疾病の予防等の健康管理を行うこと。

- (7) 当該動物が疾病にかかり、又は負傷したときは、治療その他必要な措置を講ずること。
- (8) 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、当該動物についてその予防を行うこと。
- (9) 当該動物が逸走したときは、自らの責任において捜索し、収容するよう努めること。
- (10) 地震、火災等の災害が発生したときは、当該動物を保護し、当該動物による事故の防止に努めること。

(飼い犬の係留の義務)

第8条 犬を所有し、占有し、又は保管する者は、その所有し、占有し、又は保管する犬（以下「飼い犬」という。）を係留しておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬又は狩猟犬をその目的のために使用するとき。
- (2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をその目的のために使用するとき。
- (3) 人畜等に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させるとき。

(飼い犬の連出し)

第9条 犬を所有し、占有し、又は保管する者は、飼い犬を連れ出すときは、当該飼い犬をつないだ鎖等で制御しなければならない。

- 2 犬を所有し、占有し、又は保管する者は、人をかむおそれのある飼い犬を連れ出すときは、当該飼い犬に口輪をかけなければならない。

(犬のふんの回収等)

第10条 犬の飼い主は、その飼養し、又は保管する犬が公共の場所又は他人の土地にふんをしたときは、当該ふんを速やかに回収しなければならない。

- 2 犬の飼い主は、その飼養し、又は保管する犬を連れ出すときは、当該犬のふんを回収するために必要な用具を携行するよう努めなければならない。
- 3 犬の飼い主は、その飼養し、又は保管する犬が公共の場所若しくは他人の土地を尿で汚し、又は他人の庭、花壇若しくは畑を荒らす等他人に迷惑をかけることがないように努めなければならない。

(ねこの飼い主の責務)

第11条 ねこの飼い主は、その飼養し、又は保管するねこの排便のしつけを行う等、他人に迷惑をかけることがないように努めなければならない。

- 2 ねこの飼い主は、その飼養し、又は保管するねこの健康と安全の保持の観点から、屋内での飼養又は保管に努めなければならない。

3 ねこの所有者は、その所有するねこが自己の所有に係るものであることを明らかにするため、名札を装着する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(野犬の薬殺)

第12条 市長は、飼い主のいない犬（以下この条において「野犬」という。）による人畜等に対する危害を防止するため、特に必要があると認めるときは、区域、期間及びその方法を定めて野犬を薬殺することができる。この場合において、市長は、その区域内における動物（飼い主のある動物に限る。この条において同じ。）の係留を命ずる旨の告示をし、当該区域内及びその隣接の住民に野犬を薬殺する旨を周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する薬殺を行う期間中動物が係留されていないため薬殺されることがあっても、その責を負わない。

(勧告及び命令)

第13条 市長は、第7条（第9号及び第10号を除く。）から第10条第1項までの規定のいずれかに違反していると認める者に対し、期限を定めて、施設の設置等動物の管理上必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第13条第2項の規定による命令（第8条及び第9条に係るものに限る。）に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(伊万里市犬取締条例の廃止)

2 伊万里市犬取締条例（昭和47年条例第19号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項による廃止前の伊万里市犬取締条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。